

宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 14 日

宇佐市告示第 29 号

改正 平成 27 年 7 月 1 日宇佐市告示第 172 号 平成 28 年 3 月 17 日宇佐市告示第 39 号
平成 31 年 4 月 26 日宇佐市告示第 95 号 令和 2 年 8 月 3 日宇佐市告示第 196 号
令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号 令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号
令和 5 年 11 月 6 日宇佐市告示第 292 号

(趣旨)

第 1 条 宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助金（以下「補助金」という。）の交付については、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、本市を訪れる団体旅行を取り扱う旅行会社等に対し、その旅行商品造成に要する経費の一部を補助することにより、本市への団体旅行を誘致し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる旅行商品（以下「補助事業」という。）は旅行会社を取り扱う貸切バス 1 台の乗客が 15 人以上（貸切バス旅行以外のときは、1 団体 15 人以上。いずれの場合も人数は実績）の募集型又は受注型の新たな団体旅行商品で、市内の食事処で 1 回以上の食事をとり、かつ、本市の観光地 2 箇所以上を訪れる団体旅行又は本市の観光地 3 箇所以上を訪れ、かつ、参加者が市内に所在する旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する団体旅行とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) この要綱による補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けて実施する団体旅行

(2) 国、自治体等が実施する会議又は研修、宗教活動又は政治活動を目的とした旅行その他市長が適当でないとするもの

2 補助金の額は、次の各号に掲げる団体旅行の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当するときは、いずれか一方の補助金のみ支給するものとする。

(1) 正式に定められた実施要項（旅行会社、参加者、行程、概要等を記載した文書をいう。以下同じ。）に基づき、参加者が市内の食事処で 1 回以上の食事をとり、かつ、本市の観光地 2 箇所以上を訪れる団体旅行 貸切バス 1 台（貸切バス旅行以外は 1 団体）当たり 30,000 円

(2) 正式に定められた実施要項に基づき、本市の観光地 3 箇所以上を訪れ、かつ、参加者が市内に所在する宿泊施設に宿泊する団体旅行 貸切バス 1 台（貸切バス旅行以外は 1 団体）当たり 60,000 円

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する団体旅行で、参加者募集に係る広告掲載活動を行い、ツアーの名称が宇佐市の PR に繋がると認められるものについては、補助金 20,000 円を追加する。

3 前項に規定する補助金の額は、一つのツアーにつき 150,000 円、一営業所につき 300,000 円を上限とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類（第 3 号に規定する書類は、前条第 2 項第 2 号に規定する団体旅行に限る。）を添え、催行日の 10 日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施要項及び計画書
 - (2) 予定催行人数を記した書類
 - (3) 宿泊する事実を証明した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、事業計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、第5条第2項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第5号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第7条の承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定取消による補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第 15 条第 1 項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して 30 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第 15 条第 2 項に規定する延滞金を課する。

(関係書類等の整備)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(見直し)

2 この告示の施行後 3 年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間における交付の対象の特例)

3 補助事業の催行日に令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの期間を含む場合における第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「15 人以上」とあるのは「10 人以上」とする。

附 則 (平成 27 年 7 月 1 日告示第 172 号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助金交付要綱第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 3 月 17 日告示第 39 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助金交付要綱第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日宇佐市告示第 95 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 3 日宇佐市告示第 196 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月6日宇佐市告示第292号）

この告示は、公示の日から施行する。

宇佐市長 宛て

所在地
名称
代表者
電話番号

補助金交付申請書

宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円

- 2 団体旅行の名称

- 3 広告等による一般募集の有無 有 ・ 無

- 4 添付書類
 - (1) 団体旅行の実施要項及び事業計画書、行程表、参加予定者数等
 - (2) 団体旅行の催行経費の収支予算及び経費の積算内訳
 - (3) 宿泊する事実を証明できる書類（参加者が市内に所在する宿泊施設に宿泊する場合のみ）
 - (4) 一般参加者募集媒体等（案）（広告等による一般募集を行う場合のみ）

年 月 日

様

宇佐市長

印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

団体旅行の名称

参加予定者数

_____ 人

訪問予定地（宇佐市内）

宿泊予定施設

年 月 日

宇佐市長 宛て

所在地
名 称
代表者

補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書

宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 団体旅行の名称

2 申請区分 変更・中止・廃止

3 変更の状況

（変更前交付決定額） 金 円

（変更後交付申請額） 金 円

4 変更内容（※変更前と変更後の内容が比較できるよう記載してください。）

変更前：

変更後：

5 変更・中止・廃止の理由

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

補助金交付決定（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった宇佐市交流人口拡大のためのツアー
造成補助事業の（変更・中止・廃止）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認の内容

2 変更交付決定額 円 （当初交付決定額 円）

宇佐市長

宛て

所在地
名 称
代表者

補助事業事故報告書

宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助事業について、予定していた期間内での遂行が困難となったため、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 団体旅行の名称

2 補助金交付申請額

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 補助事業の事故の概要
- (2) 補助事業の事故の理由

宇佐市長 宛て

所在地
名 称
代表者名

状況報告書

宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助事業の遂行及び支出状況について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 団体旅行の名称

2 交付申請補助金の額

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 補助事業の遂行状況
- (2) 補助事業の支出状況

宇佐市長

宛て

所在地
名 称
代表者

実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知のあった宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助金に係る事業実績について、下記関係書類を添付の上報告します。

記

- 1 補助事業に係る収支決算書
- 2 団体旅行の行程表
- 3 実施した事実を証明する写真（市内各訪問地ごと）
- 4 宿泊証明書（参加者が市内に所在する宿泊施設に宿泊した場合）
- 5 一般参加者募集媒体の写し等（広告等による一般募集を行った場合）
- 6 その他（ ）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助事業実績報告を受け、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 団体旅行の名称

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

宇佐市長 宛て

所在地
名称
代表者

補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号にて交付決定通知のあった宇佐市交流人口拡大のためのツアー造成補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 補助金の額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 収支精算書
- (3) その他 ()

(単位:円)

交付決定額	確定額	請求額
円	円	円

(備考) 負の金額には△を付すること。

振込先

金融機関名	銀行
支店名	支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義 フリガナ	

宿 泊 証 明 書

宇佐市長

宛て

次のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設名

証 明 者

⑩

旅行会社名	様
宿泊団体名	様
宿 泊 日	年 月 日 曜日
宿泊者数	名様
発 地	都・道・府・県 市・区・町・村

※ 枠の中は申請者において記入すること。